

北上市空家等対策条例が 4月1日から施行されます

■条例の制定

市は、適切な管理が行われていない空き家が市民の生活環境に及ぼす影響を未然に防ぐとともに、生活環境の保全を図り、利活用を進めるため「北上市空家等対策条例」以下、条例を制定しました。

条例は、用途や構造に関わらず、実際に居住などに使われていない建築物、付属物およびその敷地を「空家等」とし、管理不全の状態にならないよう、市が必要な行政指導や措置をとることや、「空家等対策計画」を作成することを定めています。これにより、利活用を含めた総合的な空家対策を推進します。

■市内の空き家の現況

国が5年おきに実施する住宅・土地統計調査結果(下のグラフ)によると、市内の空き家は平成20年は6690戸、25年は6180戸と減少しています。一方、賃貸や売却などによる使用が予定されていたくない空き家は、20年度は1800戸、25年度は

2290戸に増加しています。こうした傾向から、将来的に、適切に管理されない空き家が増えていく可能性があると考えられています。

■条例の主な内容

○所有者や管理者の責務
空家対策法(以下、法や条例)では、空き家の所有者や管理者に対して、空き家を適切に管理する責務を定めています。所有者や管理者は、この責務に基づき、空き家が周辺に影響を及ぼさないよう適

切に管理しなければなりません。またこの責務は、相続放棄をした場合も、次の相続人が管理を開始するまでは継続して課されることとなります。

○空き家への調査

空き家は、適切な管理がされないことで、次第に傷みや破損が進みます。その結果、資産価値が大きく損なわれ、売買や賃貸などにより再び使

用することが困難となります。こうした「行き場のない空き家」は、スズメバチが巣を作ったり、不審者が出入りしたり、建物の倒壊や部材の飛散が発生するなど周辺に悪影響を及ぼすようになります。

空き家がこうした不適切な状態に陥ることを防止するため、条例では、空き家の所有者や管理者に対して、必要な対応を速やかに促すよう、所有者や管理者に関する調査や空き家への立入調査を定めています。

○危険な状態などにある空き家への措置

条例により、空き家が危険、衛生上有害などの状態にあると市が判断した場合には、法に基づき、その空き家を「特定空家等」と認定し、所有者や管理者に対して助言または指導、勧告、命令、行政代執行を行うことが可能となりました。

勧告を受け適切な対応を取らない場合は、空き家などの固定資産税の住宅用地特例が適用されなくなり土地の固定資産税額が上がるほか、命令に従わない場合は五十万円以下の罰金が課せられます。このほか独自の規定として、

所有者や管理者が速やかに保安上の措置を取れない場合などで緊急性が高い場合に、命令をせざるに即時執行を定める、危険な場合などに即応できる制度を整備しました。

○空き家の利活用

管理不全の空き家への対策と併せて、空き家を有効に利活用することが求められています。特に空き家対策の中心となる戸建の住宅は、売買や賃貸物件として再び供給されるよう、市は条例に基づく空家等対策計画を策定し、「相談窓口の整備」や「空き家バンク」などの利活用の促進に向けた取り組みを実施していきます。

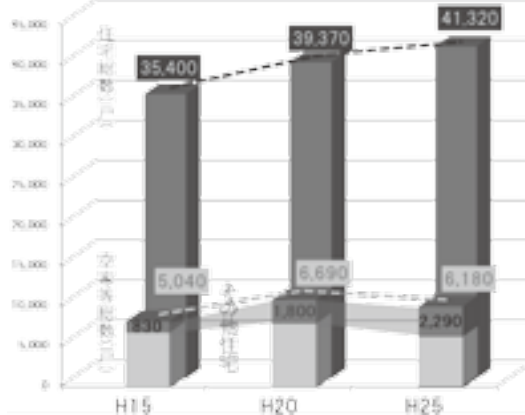
■適切な管理のために

今後は、市内にある適切な管理がされていない空き家に対し、市が必要な指導や措置を行います。危険な状態にある空き家などを発見した場合は都市計画課まで連絡してください。また、空き家を所有・管理している人は、適切な管理をお願いします。

問い合わせ

都市計画課 ☎72-8278

市内の住宅総数と空き家、その他の住宅戸数



条例が対象とする空き家の種類

空家等……現に居住その他の使用がない建築物、附属工作物及びその敷地で、居住その他の使用がないことが常態であるもの

特定空家等……著しく保安上危険、衛生上有害、景観を損なっているその他の状態にあると認められる空家等

岩手労働局と雇用対策協定を締結

厚生労働省岩手労働局との北上市雇用対策協定締結式は16日、本庁舎で行われました。式には同局の久古敏行局長と高橋敏彦市長らが出席。久古局長は「北上地域は人手不足の状態が続いており対応は急務。効果的、効率的な対策を進めたい」とあいさつし、高橋市長は「人口減少対策には若者の地元定着が不可欠。協力いただけることに感謝します」と述べました。

同協定は、市と同局が雇用施策の推進のため、必要な要請を相互に行えることなどを定めています。これにより、労働局がもつ全国的なネットワークを活用したU・イターンなど市外からの人材確保が期待できます。市は、28年度から数値目標などを定め、人手不足分野の人材確保の他、若年者の県内

への就職支援、生活困窮者や障がい者の就労自立支援、女性や高齢者の就職の促進など、具体的な取り組みを推進。北上市ひと・まち・しごと総合戦略に基づき、安定した雇用による活力あるまちづくりを目指します。



握手を交わす久古谷局長(右)と高橋市長

本庁舎バリアフリー工事竣工式

本庁舎バリアフリー改修工事が終了し1日、竣工式が行われました。改修では、1階の段差にスロープを設置し、屋外スロープに屋根、庁舎入り口に音声案内誘導装置を取り付けました。また、1階スロープの壁面は「スロープギャラリーあんど」と名付けられ、市の収蔵美術品が展示されています。

式では、出席した北上市身体障害者福祉協会長や岩手県視覚障害者福祉協会北上支部

長ら関係者がテープカットと、渡り初めで完成を祝いました。



テープカットで完成を祝いました

市内の避難者状況

(2月29日現在)

区市町村	宮古市	山田町	大槌町	釜石市	大船渡市
世帯	2(0)	12(-1)	25(-2)	17(-1)	9(0)
人数	4(0)	24(-1)	42(-2)	31(-5)	17(0)
区市町村	陸前高田市	宮城県	福島県	合計	
世帯	9(0)	10(0)	9(0)	93(-4)	
人数	11(0)	17(0)	19(0)	165(-8)	

※()は前月比。市で把握している人数です。市内に避難している人で、まだ北上市に連絡していない人はご連絡ください。

大震災と

コミュニティFM

あの東日本大震災から5年の月日が流れ、人々からは記憶が刻一刻と失われていく。しかし、沿岸被災地の復興はまだまだ道半ばであり、当市に避難された500人を超える人々のうち、今なお急仮設住宅にお住まいの人も多い。当市の5年間を振り返ると、震災復興ステーションの設置や職員の派遣など、できることには全て取り組んできたつもりである。なかなか着手できなかった、災害時の地域情報システムとしてのコミュニティFMの整備もようやく始まるうとしている。

考えてみれば、私は東日本大震災津波の支援活動に関わるまでは、コミュニティFMの重要性に全く気付いていなかった。後に新聞報道にも

なったが、沿岸被災地を含め他の自治体ではインフラの被害状況や復旧の見通し、支援物資の有無やボランティアの様子コミュニティFMを通して住民に伝えられていたのである。この事が、いかに住民を勇気づけたかは計り知れない。ラジオが被災者の命を救ったと言っても過言ではないだろう。私が車で沿岸被災地を訪問した際にも、現地情報はコミュニティFMから得ていた。ラジオの力を初めて感じ取った瞬間である。

私は市民活動を支援していた当時から「まち育て」の重要性を唱えてきた。「まち育て」とは、身近な地域資源を発掘し、守り育てることで地域を元気にする活動である。「まち育て」は住民の居場所を創り出し、地域教育力も高める。さらにその情報発信は地域のプライドも醸成する。

翻って考えてみると我が家の片隅で埃をかぶったままのラジオを「地域の宝」に生まれ変わらせることができるのである。コミュニティFMは「防災」と「まち育て」という二つの可能性を併せ持っているのだ。

